

「令和5年度 横浜市家計改善支援事業業務委託」  
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「令和5年度 横浜市家計改善支援事業業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 法人概要
- (2) 基本事項（業務実績等）
- (3) 実施体制に関する事項
- (4) 支援に関する事項
- (5) その他当該業務に関する事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 基本事項（業務実績等）
- (2) 実施体制に関する事項
- (3) 支援に関する事項
- (4) ワークライフバランスに関する取組
- (5) 障害者雇用に関する取組
- (6) 健康経営に関する取組

2 各項目の評価はA、B、C、D、Eの5段階で行う。ただし、評価基準表の「ワークライフバランスに関する取組」、「障害者雇用に関する取組」「健康経営に関する取組」についてはA、Bの2段階で行う。

3 同一項目で複数の評価委員によりE評価のあるものは特定しない。

- 4 評価の総合計点が最も高い者が2者以上あるときは、評価基準表の「実施体制に関する事項」の合計点が高い方を特定する。なお、それでも決しない場合は、評価基準表の「支援に関する事項」の合計点が高い方を特定する。
- 5 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 6 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 7 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
  - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
  - (3) 評価の集計及び報告
  - (4) ヒアリング
- 2 委員に委員長を置き、次のとおりとする。
- |     |                        |
|-----|------------------------|
| 委員長 | 健康福祉局地域福祉保健部長          |
| 委員  | 健康福祉局生活福祉部長            |
| 委員  | 健康福祉局保険年金課債権管理推進担当課長   |
| 委員  | 健康福祉局生活支援課指導・適正化対策担当課長 |
| 委員  | 南区生活支援課長               |
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、事業担当部の長並びに事業担当課の長以外の委員がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。
- 6 評価委員会の庶務を行うため、健康福祉局生活福祉部生活支援課に事務局をおく。
- 7 評価委員会による提案書の評価について、生活困窮者支援業務の実態に即した詳細な評価を行うため、事務局に意見を求めることができる。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和4年11月9日から施行する。